

# 年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会  
平成 28 年 2 月 26 日 答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 4件

国民年金関係 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500844号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500242号

## 第1 結論

請求者のA社B工場(現在は、A社で一括適用)における厚生年金保険の被保険者資格の取得年月日を昭和44年10月7日、喪失年月日を昭和45年6月21日に訂正し、昭和44年10月から昭和45年5月までの標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

昭和44年10月7日から昭和45年6月21日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和44年10月7日から昭和45年6月21日まで

厚生年金保険の記録を年金事務所に照会したところ、A社B工場に勤務した期間の被保険者記録が無いことが分かった。

C企業年金基金から取り寄せた厚生年金基金加入員証によると、私は請求期間において、D厚生年金基金の加入員となっていることから、厚生年金保険の記録が無いのは間違いであるので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出されたC企業年金基金(当時は、D厚生年金基金)発行の「厚生年金基金加入員証」及び同基金から提出された請求者の厚生年金基金加入員資格に係る届書によると、請求者のD厚生年金基金における資格取得日は昭和44年10月7日、資格喪失日は昭和45年6月21日と記されていることから、請求者は、請求期間において、A社B工場における同基金の加入員であり、同事業所に勤務していたことが認められる。

また、A社は、「請求期間当時、厚生年金保険、健康保険組合及び厚生年金基金の資格に係る届書は、複写用紙でセットになっていた。厚生年金基金に届出しているのであれば、厚生年金保険も社会保険事務所(当時)に届出しているはずである。」旨回答しているところ、前述の厚生年金基金の資格喪失に係る届書に記されている請求者の厚生年金保険被保険者台帳記号番号(以下「記号番号」という。)は、当該記号番号払出簿によると、新たに厚生年金保険の被保険者となった者に対して、E社会保険事務所(当時)が新規に払い出した記号番号であることが確認できる上、当該記号番号払出簿に記されている請求者の氏名、生年月日及び資格取得年月日は、いずれも、前述の厚生年金基金の資格取得に係る届書に記されている内容と一致していることから、当該基金の資格取得に係る届書と同じ内容の厚生年金保険の資格取得に係る届書が社会保険事務所にも提出されたと考えられる。

さらに、企業年金連合会から提出された請求者に係る中脱記録照会(回答)に記されている資格取得日(昭和44年10月7日)、資格喪失日(昭和45年6月21日)及び標準報酬月額(2万4,000円)は、いずれも、前述の厚生年金基金の資格取得に係る届書の内容と同一であり、基金の記録は適正に管理されていることが確認できる。

一方、オンライン記録において、請求者のA社B工場における厚生年金保険の被保険者記録

が確認できない上、同事業所における請求者に係る厚生年金保険被保険者原票も確認できないところ、日本年金機構は、請求者に係る厚生年金保険被保険者原票は所在不明である旨回答しており、日本年金機構における記録管理の不備がうかがえる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、請求者が昭和44年10月7日にA社B工場における厚生年金保険被保険者資格を取得し、昭和45年6月21日に当該資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、前述の厚生年金基金の資格取得に係る届書及び企業年金連合会の中脱記録照会（回答）の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500783号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500243号

## 第1 結論

請求者のA社における平成12年10月1日から平成15年8月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成12年10月から平成13年9月までは20万円を41万円、同年10月から平成14年3月までは20万円を38万円、同年4月から同年9月までは20万円を32万円、同年10月から平成15年7月までは20万円を36万円とする。

平成12年10月1日から平成15年8月1日までの期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成12年10月1日から平成15年8月1日までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成12年10月1日から平成15年8月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、平成12年10月1日から平成15年8月1日までの期間に係る標準報酬月額が、給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額よりも低い記録となっている。給与支給明細書を提出するので、年金額に反映される記録として、当該期間に係る標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

平成12年10月1日から平成15年8月1日までの期間については、請求者から提出された給与支給明細書、市民税・県民税特別徴収税額の通知書及び給与所得の源泉徴収票から確認又は推認できる当該期間各月の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額、及び当該期間に係る標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間の報酬月額の平均額に見合う標準報酬月額が、いずれもオンライン記録の当該期間に係る標準報酬月額20万円を上回る。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の平成12年10月1日から平成15年8月1日までの期間に係る標準報酬月額については、平成12年10月から平成13年9月までは41万円、同年10月から平成14年3月までは38万円、同年4月から同年9月までは32万円、同年10月から平成15年7月までは36万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の平成12年10月1日から平成15年8月1日までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答が得られないものの、当該期間について、請求者から提出された給与支給明細書等から確認又は

推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額と長期間にわたり一致していないことから、事業主は、オンライン記録に見合う報酬月額を社会保険事務所(当時)に届け、その結果、社会保険事務所は、当該期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500808号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500245号

## 第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成2年8月1日から同年5月21日に訂正し、同年5月から同年7月までの標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

平成2年5月21日から同年8月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成2年5月21日から同年8月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和40年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成2年5月21日から同年8月1日まで

B社がA社に社名変更され、近隣のビルに移転した時期の厚生年金保険の加入記録が無い。

B社からA社に社名が変わっても退職することなく継続して勤務していたので、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出されたA社の給料支払明細書及び雇用保険の加入記録により、請求者が請求期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、前述の給料支払明細書によると、請求者は、請求期間に係る給与をA社から支給され、当該給与から請求期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

なお、請求期間の標準報酬月額については、前述の給料支払明細書により認められる報酬月額から20万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、A社は、平成2年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、請求期間において適用事業所ではないが、商業登記の記録によると、請求期間前の同年5月8日に設立されており、雇用保険の記録によると、請求期間前から雇用保険の被保険者がいるところ、日本年金機構Cブロック本部D事務センターは、「請求期間当時、A社は厚生年金保険の適用事業所要件を満たしていた。」と回答している。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間当時の資料は無く、請求者の請求期間に係る届出及び保険料納付については不明と陳述しているが、平成2年5月21日から同年8月1日までの期間において、A社は厚生年金保険の適用事業所要件を満たしていながら、事業主から厚生年金保険新規適用届が提出されていなかったと認められることから、社会保険事務所(当時)は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500021号  
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1500080号

## 第1 結論

平成19年7月から平成20年6月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和30年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成19年7月から平成20年6月まで

請求期間の国民年金保険料については、夫と同様に免除申請を行った。

夫は、「私は、常に妻の免除申請手続きに同行し、私の分と同じように記入するよう妻に言ってきた。請求期間に係る国民年金保険料の免除記録について、オンライン記録では、私自身の免除申請が継続免除申請となっているとの調査結果を聞いたが、そうであれば、妻分も当然に継続免除申請として提出させたはずである。請求期間について、私は申請免除期間となっているにもかかわらず、妻が申請免除期間になっていないのはおかしい。」と言っている。

夫が言うとおりの請求期間が未納とされていることは納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者に係る国民年金保険料の免除申請手続きに常に同行したと陳述する請求者の夫は、「妻の平成18年度国民年金保険料の免除申請については、私と同様に、継続免除申請として提出させた。」旨を主張しているところ、日本年金機構が保管する請求者の夫に係る平成18年度の国民年金保険料免除・納付猶予申請書(以下「免除申請書」という。)を見ると、平成18年7月19日に、A県B市役所において国民年金保険料の全額免除申請を行うとともに、翌年度以降の免除申請書提出の省略を希望する旨の記載が確認できる。

しかしながら、日本年金機構が保管する請求者に係る平成18年度の免除申請書を見ると、平成18年7月28日に、C社会保険事務所(当時)において国民年金保険料の全額免除申請を行っているが、翌年度以降の免除申請書提出の省略を希望するか否かについて申請者が記入する欄には、希望しない旨の記載がされており、請求者の夫の主張とは符合しない。

また、請求期間(平成19年度)に係る国民年金保険料の免除申請について、請求者の夫及び請求者は、平成18年度に継続免除申請を行ったため、平成19年度に改めて免除申請書を提出したことは無いと陳述している上、日本年金機構が保管する請求者に係る平成20年度の免除申請書を見ると、受付日は平成21年7月30日となっており、当該受付日時点において、遡って国民年金保険料の全額免除が承認されるのは、当時の制度では平成20年7月以降の期間であり、請求期間は免除承認されることの無い期間である。

さらに、請求期間は、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降の期間であり、年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られている上、請求者の請求期間に係る国民年金保険料が免除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらず。

ない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500545号  
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1500081号

## 第1 結論

昭和46年7月から昭和53年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和26年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和46年7月から昭和53年3月まで

請求期間について、昭和47年2月頃に、母が、A県B市役所において国民年金の加入手続を行ってくれ、加入時には9か月分の国民年金保険料を同市役所内の銀行で一括して納付し、次年度以降の国民年金保険料は、毎月、同市役所、同市役所内の銀行及び郵便局で納付したと、母が言っている。

請求期間の国民年金保険料納付に関する資料として、当時、私の年金について祖母の詠んだ俳句が記載された俳句帳及び母が当時の国民年金保険料額をメモしたものを提出する。

請求期間の国民年金保険料は母が納付したはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者の請求期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったとする請求者の母は、「昭和47年2月頃に、B市役所において娘の国民年金の加入手続を行い、それ以降、娘の国民年金保険料は私が納付してきた。」旨陳述している。

しかしながら、請求者に係るB市の国民年金被保険者名簿を見ると、国民年金の加入手続が昭和53年8月23日に行われたことが記されている上、初めて国民年金に加入する手続が行われた場合、国民年金手帳記号番号が払い出されるところ、請求者の国民年金手帳記号番号は、同年9月27日に同市において払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、このことは、昭和47年2月頃に国民年金に加入したとする請求者の母の陳述と符合しない。

また、前述のB市の国民年金被保険者名簿を見ると、請求者に係る国民年金被保険者資格は、昭和53年8月23日の加入手続が行われた時点において、20歳到達日である昭和46年\*月に遡って取得しており、当該加入手続が行われるまでは、請求期間は国民年金に加入していない期間であり、請求者の母は、当該国民年金手帳記号番号によって請求期間の国民年金保険料を現年度納付することができない。

そこで、請求期間の国民年金保険料を現年度納付することが可能な国民年金手帳記号番号の払出しについて、社会保険オンラインシステムにより、請求者の複数の読み名の氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、B市における国民年金手帳記号番号の縦覧調査を行ったが、請求者に対する別の国民年金手帳記号番号の払出しは確認できない。

さらに、前述の加入手続時点(昭和53年8月23日)は、第3回特例納付制度の実施期間であることから、当該時点において請求期間の国民年金保険料は、特例納付及び過年度納付によって遡って納付することが可能であるが、請求者及びその母からは、請求期間の国民年金保険料

を遡って納付したとの陳述は得られなかった。

加えて、前述の請求者に係るB市の国民年金被保険者名簿を見ると、検認記録欄の請求期間は未納であることを示す空白となっており、当該記録はオンライン記録と一致する上、請求期間は6年9か月と長期間であり、複数年度にわたる国民年金保険料の納付記録が全て欠落することは考え難い。

このほか、請求者は、関連資料として請求者の祖母のものとされる俳句帳及びメモ等を提出しているが、これらの資料から、請求者の請求期間に係る国民年金保険料が納付されたものと認めることはできない上、請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500816号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500244号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和31年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和59年3月から昭和61年3月まで

昭和59年3月頃から昭和61年3月頃までの期間について、A社で正社員として勤務していたにもかかわらず、当該期間に係る厚生年金保険被保険者記録が無い。

自身が保管している年金手帳に、昭和59年3月から昭和61年3月までの期間が厚生年金保険被保険者期間として記載されているので、当該期間を、被保険者期間として記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社は、「請求期間当時の資料は保存しておらず、請求期間当時の状況は不明である。」旨回答しており、請求期間当時の事業主は既に死亡していることから、請求者の請求期間における勤務実態及び保険料控除の有無について確認することができない。

また、請求期間当時のA社の取締役、経理担当者及び元同僚の回答から、期間を特定することはできないものの、請求者が同社にパート従業員として勤務していたことが推認できるところ、同社の現在の事業主及び請求期間当時の経理担当者は、「請求期間当時、A社はパート従業員を厚生年金保険に加入させていなかったため、請求者を厚生年金保険に加入させておらず、また、請求者の給与から厚生年金保険料を控除していない。」旨陳述している。

さらに、請求者が、請求期間当時、一緒に勤務していたとして名前を挙げた元同僚は、請求者と同様に、A社における厚生年金保険の被保険者記録は見当たらない。

加えて、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、請求者の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、整理番号に欠番は無い上、同社が請求期間当時から加入しているB厚生年金基金は、「請求者の加入記録は無い。」旨回答している。

なお、請求者は、請求期間に厚生年金保険に加入していた旨記載されているとして年金手帳を提出しているところ、当該年金手帳を見ると、厚生年金保険被保険者期間として請求期間に対応する期間の年月のみが記載されており、当該期間に係る事業所名の記載は無い上、ほかにも被保険者となった日のみが記載されている箇所が複数見受けられ、これらの記載は請求者のオンライン記録における厚生年金保険被保険者記録とは一致していないことから、当該年金手帳の記載があることをもって、請求者が請求期間にA社で厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた

ことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500800号  
厚生局事案番号 : 近畿(脱)第1500013号

## 第1 結論

昭和35年8月17日から昭和41年10月18日までの期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和17年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和35年8月17日から昭和41年10月18日まで

〔 支給済期間 : ① 昭和35年8月17日から昭和37年4月29日まで  
② 昭和37年11月22日から昭和41年10月18日まで 〕

A社及びB社に勤務した期間について、脱退手当金を受給したことになっているが、脱退手当金を受給した記憶は無く、私が脱退手当金の制度のことを知ったのはずっと後であるので、受給するはずがない。

脱退手当金支給済期間を、厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

B社に係る事業所別被保険者名簿を見ると、請求者の欄に、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の記載があることが確認できるほか、オンライン記録によると、請求者の請求期間に係る脱退手当金(1万7,105円)は、A社とB社における厚生年金保険被保険者期間を通算して計算されており、その支給額に計算上の誤りはなく、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和41年12月9日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

なお、オンライン記録によると、請求者の請求期間の前に脱退手当金の対象となっていない厚生年金保険被保険者期間(以下「未支給期間」という。)が確認できるが、当該未支給期間は請求期間と異なる厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されており、請求者に係る脱退手当金が支給決定された昭和41年当時、社会保険事務所(当時)では、厚生年金保険被保険者から申出が無い場合、異なる被保険者台帳記号番号で管理された被保険者期間を把握することは困難であったと考えられることから、当該未支給期間があることをもって不自然な請求であるということとはできない。

このほか、請求者が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。